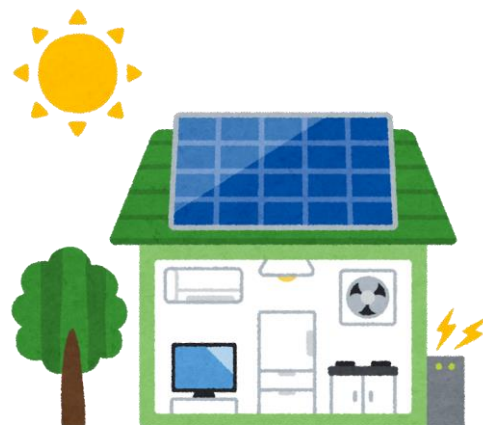


令和8年度 南会津町 『住宅用太陽光発電システム等 設置費補助金』



町では、脱炭素社会の実現に向けて、住宅用太陽光発電システム等を設置した町民の皆様を対象に補助金を交付しています。是非ご利用ください。

＜申請期間＞

令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

※補助申請額が予算額に達した場合、期間内であっても募集を締め切ります。【先着順】

＜補助要件＞

「住宅用太陽光発電システム」と「住宅用蓄電池システム」
または「電気自動車等用充給電設備（V2H）」を設置された方
【「住宅用太陽光発電システム」が既設の場合は、「住宅用蓄電池システム」または「V2H」
単独での申請可能】

＜補助金額＞

補助対象システム (未使用のものに限る)	補助金額
太陽光発電システム	1万5千円/kW (最大6万円)
蓄電池システム	1万5千円/kWh (最大6万円)
V2Hシステム	(定額) 4万円

【お問い合わせ・申請先】
南会津町役場 環境水道課 環境衛生係
電話：0241-62-6140
住所：南会津町田島字後原甲 3531-1

＜申請期間＞

◆令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）まで

※申請は先着順となります。（申請書類を本庁環境水道課環境衛生係もしくは各総合支所振興課農林建設係までご持参ください。郵送による提出は不可とします。）

※予算額に達した場合、上記期間内であっても申請受付を締め切ります。

＜補助対象者・対象システム＞ ※下記の要件をすべて満たすことが必要です

【補助対象者】

◆町内に住所を有している者

◆町内に存する自らの住宅等（住宅の付帯構造物並びに住宅の敷地を含む）に対象システムを設置した者または自らの住居として町内に存する対象システム付き建売住宅を購入した者

◆町税を完納している者

◆過去に本補助金を上限まで受けていない者

【住宅用太陽光発電システム】

◆太陽電池モジュールの公称最大出力またはパワーコンディショナの定格出力のいずれかが10kW未満であること※増設の場合、既設分と合計で10kW未満であること

◆南会津町内にあり、現に居住している自らの住居等に設置したものであること（建売住宅含む）

◆住居等に設置された太陽光発電システムにより発電された電気が、需給地点となる住居において消費されるもの

◆未使用であること

◆システム設置に係る領収書等に記載された領収日が申請する年度の4月1日から3月31日までの間であること

【住宅用蓄電池システム】

◆国の補助事業の対象として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの

◆住宅用蓄電池システムから供給される電気が、住居において消費されていること

◆未使用であること

◆システム設置に係る領収書等に記載された領収日が申請する年度の4月1日から3月31日までの間であること

【V2Hシステム】

◆国の補助事業の対象として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているもの

◆V2Hから供給される電気が、住居において消費されていること

◆未使用であること

◆システム設置に係る領収書等に記載された領収日が申請する年度の4月1日から3月31日までの間であること

＜申請に必要な書類＞

◆補助金交付申請書（第1号様式）

◆工事請負契約書または売買契約書の写し

◆対象システムの設置を確認できるカラー写真

◆電力会社との関係書類

◆住宅の所在を示す地図及び設置場所の付近見取り図

◆対象システムの設置に係る領収書及び内訳書の写し

◆建物の所有者の承諾書（申請者と対象システムを設置した建物の所有者が異なる場合）

◆各対象システムの出荷証明書又は保証書の写し

◆その他、町長が必要と認める書類

※補助金交付要綱、申請様式等については町ホームページをご確認ください。

町ホームページはこちら→

